

令和元年度ぐるっと山陰バス旅行商品支援補助金の概要

(公社)鳥取県観光連盟

1 事業目的

平日にバスを利用して鳥取県内を周遊する旅行に対して支援を行う。

2 補助対象となる旅行会社及び旅行形態

- (1) 県外の旅行会社（国内旅行業者に限る。）
- (2) 受注型企画旅行及び募集型企画旅行（手配旅行を除く。）

3 補助金の交付条件 ※ 詳細については、交付要綱で必ず確認すること。

- (1) 鳥取県以外の地域を出発し、バスを利用して鳥取県内を周遊する行程（鳥取県周辺又は鳥取県内まで鉄道、航空機等を利用し、その後鳥取県内をバスで周遊する行程を含む。）であること。
- (2) 次に掲げる日に催行される旅行であること。
 - ア 鳥取県内の宿泊施設に宿泊する旅行（以下「宿泊旅行」という。）は、当該宿泊日が土曜日及び祝日の前日でないこと。
 - イ 鳥取県内に宿泊をしない旅行（以下「日帰り旅行」という）は、当該旅行日が、土曜日、日曜日及び祝日）でないこと。
- (3) 平成31年4月1日以降に出発し、令和2年3月13日までに帰着する旅行であること。
- (4) バス1台当たりの構成人数が催行実績で20名以上であること。
- (5) 鳥取県観光素材集に掲載された観光等施設を2か所以上利用する行程であること。
- (6) 鳥取県内の食事提供施設（レストラン・弁当店・宿泊施設）で1か所以上利用をすること。ただし、宿泊旅行の場合は、宿泊日の夕食及びその翌日の朝食については、前段の食事と見なさない。
- (7) 宿泊旅行で鳥取県内に2泊以上する場合は、1泊ごとに（5）の観光等施設を2か所以上、（6）の食事提供施設を1か所利用すること。
※トイレ等利用を目的とした「休憩」は、観光等施設とは見なさない。
※鳥取砂丘周辺エリア、倉吉白壁土蔵群エリア、大山寺周辺エリアの観光等施設については、2か所以上利用した場合でも、観光等施設1か所の利用と見なす。※具体的対象施設は別表で確認すること。
- (8) 募集型企画旅行については、原則として、ツアー名に鳥取県内で利用する宿泊地、観光地、立ち寄り先や食材等いずれかを記載すること。なお、ミステリーツアー等を除く。

4 補助の金額

- ア 宿泊旅行の場合は、バス1台1泊当たり30,000円
- イ 日帰り旅行の場合は、バス1台当たり15,000円
- ウ 1事業所（営業所）当たりの上限額は、次のとおり

	宿泊旅行	日帰り旅行	計
募集型企画旅行	30万円	15万円	45万円
受注型企画旅行	30万円	15万円	45万円
計	60万円	30万円	90万円

- エ 募集型企画旅行については、ひと月当たりのバスの申請台数は、5台までとする。

5 対象とならないもの

- (1) 宗教活動、政治活動を目的とする旅行
- (2) 各都道府県持ち回りで開催される文化・スポーツ大会等への参加を目的とする旅行
- (3) 学校教育の一環として行われる部活動等の合宿
- (4) 鳥取県、（一社）山陰インバウンド機構、（公財）とっとりコンベンションビューロー、当連盟及び鳥取県内地方公共団体からの補助金等の交付を受けた旅行

6 交付申請・変更の手続き

- (1) 補助金交付要綱及び各種様式は、連盟のホームページに掲載する。
- (2) 交付申請の受付期間は、平成31年2月1日（金）から令和2年2月13日（木）までとし、旅行の出発日の1か月前までに申請をすること。ただし、令和元年7月1日（月）以降の出発分については平成31年4月1日（月）より受付開始とする。
- (3) 旅行を中止する場合は、申請書に記載した出発日の前日、変更が発生した場合には、申請書に記載した出発日の7日前までに連盟に連絡すること。

※ 補助金は、募集型企画旅行と受注型企画旅行に分けた予算枠を設けるため、補助金の申請額がそれぞれの予算枠額に達したときは、交付申請の受付を終了し、その旨を連盟ホームページに告知する。

7 実績報告

旅行の帰着日から20日以内に所定の様式と関係書類を連盟に提出すること。

8 問い合わせ先

(公社)鳥取県観光連盟 〒680-0805 鳥取市相生町4丁目411 TEL:0857-39-2111 FAX:0857-39-2100